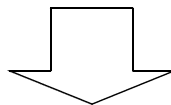


地方独立行政法人の中期目標及び中期計画について

中期目標（法人が達成すべき業務運営に関する目標）

- 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を、知事が評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定め、法人に指示する。
- 中期目標の意義
 - ・ 法人が中期計画を策定する際の指針
 - ・ 法人の業務の実績を評価する際の基準
- 記載すべき内容（地方独立行政法人法第25条）
 - ① 中期目標の期間（3年以上、5年以下）
 - ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ④ 財務内容の改善に関する事項
 - ⑤ その他業務運営に関する重要事項



中期計画（中期目標を達成するための計画）

- 法人が中期目標を達成するための計画を作成し、知事が評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経た上で認可する。
- 中期計画の意義

指示された中期目標を達成するための具体的計画を法人自身が中期計画として定め、その計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施。
- 記載すべき内容（地方独立行政法人法第26条）
 - ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - ④ 短期借入金の限度額
 - ⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - ⑥ 剰余金の使途
 - ⑦ 料金に関する事項（地方独立行政法人法第83条）
 - ⑧ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項